

[内閣府・原子力規制委員会]

(案)

川内原子力発電所の安全対策及び防災対策に係る要望

平成 26 年 月

熊本県・水俣市・天草市・芦北町・津奈木町

## 1 安全対策について

### (1) 安全対策の充実・強化について

福島第一原子力発電所事故から得られた知見はもとより、絶えず国内外における最新の知見を収集し、関係機関や専門家などの意見を聞きながら幅広い議論を行った上で、新規制基準や法制度を不断に見直していくなど、原子力規制や原子力安全対策のより一層の充実・強化に取り組むこと。

### (2) 再稼働について

川内原子力発電所の再稼働については、あらゆる事態を想定して万全の対策を講じるとともに、新規制基準への適合性審査による安全性を確認の上、国が責任を持って判断すること。

また、その判断に至った経緯や結果について、住民及び自治体に丁寧な説明を行い、その理解を得るよう取り組むこと。

## 2 防災対策について

### (1) 熊本県の対策の基本となるPPAについて

「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）」の考え方については、川内原子力発電所の30km圏外にある熊本県が対策を講じる上での基本となることから、その具体的な範囲や必要とされる防護措置などを速やかに検討の上、原子力災害対策指針に盛り込むとともに、財政措置を含む必要な措置を講じること。

### (2) 鹿児島県から熊本県への住民避難の支援について

#### ①避難元自治体への支援

川内原子力発電所事故時の鹿児島県から熊本県への避難については、多くの住民が県境を越える広域避難を行うことから、避難経路や避難手段、備蓄物資などの確保、交通渋滞対策、複合災害対策など避難元自治体のみでは解決が困難な取組みについて、国が主体的に関与し、人的・物的両面で支援する体制を確立すること。

特に、避難行動要支援者の避難にあたっては、必要な車両や資機材の確保、迅速な搬送体制の整備、避難先となる病院や社会福祉施設、医療従事者の確保など、避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できる支援体制を確立すること。

また、避難住民や避難車両などに対するスクリーニング及び除染の方法や実施場所選定に係る基準、そのための人員体制や資機材の配備などについて、国の責任において確実に機能する体制を構築すること。

## ②避難先自治体への支援

円滑な避難に資するため、避難所の整備や関係機関との調整などの避難先自治体における受入体制の整備について、人的支援や財政措置を含む必要な措置を講じること。

また、避難受入れに際して無用の混乱を招かないよう、住民及び関係機関に対して、国が責任を持って放射線などに関する知識の普及啓発を行うこと。